

川崎市民間保育所等開設時入園前健康診断手当補助金交付要綱

22川市保第3136号

平成23年2月21日付市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づき設置する保育所（以下「保育所」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の規定に基づき認定を受ける認定こども園を構成する保育所等及び同第17条の規定に基づき設置する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の開設時に、入園前健康診断に要する費用について補助するため、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び金額)

第2条 補助の対象は、保育所及び認定こども園の開設時に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号及び第3号に該当する新入園児に対し健康診断を実施する際の嘱託医への報酬とする。

2 補助金額は、各保育所及び認定こども園の予定する法第19条第1項第2号及び第3号の定員（以下「定員」という。）に基づき、次の各号の金額（所要額がこれを下回る場合は所要額）とする。ただし、前項に規定する保育所の開設が、川崎市保育園の民間移管による場合、認可外保育施設を保育所とする場合及び認定こども園法第3条第1項又は第3項の規定に基づき認定を受ける認定こども園が同法第17条の規定に基づき幼保連携型認定こども園の認可を受ける場合において、30人を超える定員増がない場合は、補助金額について「川崎市保育所子どものための教育・保育給付費等支給要綱（27川市保第78号）」又は「川崎市認定こども園（保育認定）子どものための教育・保育給付費等支給要綱（27川市子推第542号）」の別表に定める入園前健康診断手当の規定を適用し、30人を超える定員増がある場合の補助金額は、当該定員増分の人数をもって、次の各号の金額とすることができるものとする。

(1) 定員40人以下施設	32,100円
(2) 定員41人～60人施設	42,800円
(3) 定員61人～90人施設	53,500円
(4) 定員91人～120人施設	64,200円
(5) 定員121人～150人施設	74,900円

(補助金の申請)

第3条 この要綱に定める補助金の交付を受けようとする者は、健康診断実施後、民間保育所等開設時入園前健康診断手当補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査の上、交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第5条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示もしくは命令に違反したとき。

附 則

この要綱は、平成23年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行し、平成28年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行し、平成31年2月1日から適用する。